

箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する変更協定書

箕面市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あかつき福祉会（以下「乙」という。）とは、平成22年3月1日付けで締結し、令和6年3月29日付けで変更協定書を締結した箕面市立障害者自立支援センターの指定管理者に関する協定及び業務内容等を定める箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書について、次のとおり変更協定を締結する。

題名及び前文中「箕面市立障害者自立支援センター」を「箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり」に改める。

第5条第1項中「平成22年4月1日から令和7年3月31日まで」を「平成22年4月1日から令和10年3月31日まで」に改める。

第12条を次のように改める。

（個人情報等の取扱い）

第12条 乙は、本業務の履行に際して知り得た個人情報（以下「指定管理者個人情報」という。）の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するとともに、箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱（令和5年箕面市訓達第13号。）に基づく市の安全管理措置を準用し、指定管理者個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、死者に関する情報の取扱いは箕面市死者情報取扱要綱（令和5年箕面市訓令第29号）を準用することとする。

2 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知し、承諾を得た場合はこの限りではない。

3 乙は、指定管理者個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、速やかに甲に報告の上、個人情報の保護に関する法律及び箕面市の保有する個人情報等保護管理要綱に準じた措置を講じるものとする。

4 乙は、指定管理者個人情報に係る保有個人データ（個人情報の保護に関する法律第16条第4項に規定する保有個人データをいう。以下この条において同じ。）に関し、個人情報の保護に関する法律に基づく開示、訂正及び利用停止等の請求があったときは、乙は個人情報取扱事業者として適切に対応を行わなければならない。なお、甲は、当該保有個人データで取り扱う個人情報が甲にとっての保有個人情報に該当する場合には、乙に対し、当該個人情報の提供を求めるものとし、乙はその求めに応じて提供するものとする。また、指定管理者個人情報が死者に関する情報であった場合は、箕面市死者情報取扱要綱に準じ、対応するものとする。

5 乙及び乙の従事者（退職者を含む。）は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法第176条、第180条及び第183条までの罰則規定の適用を受け

るものとする。

第16条第1項及び第5項中「別紙備品一覧表」を「別に定める備品一覧表」に改める。

第23条を次のように改める。

(重要事項の変更の届出)

第23条 乙は、その名称、所在地、定款、役員その他甲が必要と認める事項に変更があったときは、当該変更のあった日から10日以内に甲に届け出なければならない。

2 乙は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第79条第3項の規定に基づく届出を行うときは、当該届出を行う日前20日までに、甲と協議しなければならない。

第24条第1項を次のように改める。

第24条 甲は、本業務の実施に係る経費として、次表に定める指定管理料を乙に支払う。ただし、令和8年度及び令和9年度の指定管理料については、箕面市議会において甲の歳出予算の議決を得て効力を生ずるものとする。

期 間	指定管理料
平成22年4月1日から平成23年3月31日	52,087,000円
平成23年4月1日から平成24年3月31日	52,087,000円
平成24年4月1日から平成25年3月31日	52,087,000円
平成25年4月1日から平成26年3月31日	43,713,000円
平成26年4月1日から平成27年3月31日	43,713,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日	43,713,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日	43,390,000円
平成29年4月1日から平成30年3月31日	43,390,000円
平成30年4月1日から平成31年3月31日	43,390,000円
平成31年4月1日から令和2年3月31日	43,792,000円
令和2年4月1日から令和3年3月31日	44,194,000円
令和3年4月1日から令和4年3月31日	44,194,000円
令和4年4月1日から令和5年3月31日	44,194,000円
令和5年4月1日から令和6年3月31日	44,194,000円
令和6年4月1日から令和7年3月31日	56,000,000円
令和7年4月1日から令和8年3月31日	59,232,535円
令和8年4月1日から令和9年3月31日	64,663,348円
令和9年4月1日から令和10年3月31日	80,197,499円

(※年額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。)

第
(
第2
も

2
第
を
い
象
目
3
第

る。

【令

あ

ワー

【令

あ

ワー

【令

あ

ワー

第24条の2の次に次の1条を加える。

(指定期間延長に伴う指定管理料の精算)

第24条の3 第24条第1項の表に定める指定管理料は、以下の期間について精算するものとする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日

令和8年4月1日から令和9年3月31日

令和9年4月1日から令和10年3月31日

- 2 精算額は、前項の各期間における指定管理業務に係る収入の総額（ただし、第24条第1項の表に定める当該期間の指定管理料を除く。）から指定管理業務に係る支出の総額を差し引いて求めることとする。なお、精算額の算定にあたっては、各期間の支出において法人経費は甲の予算の範囲内かつ収入の5%の範囲内で認めるものとし、精算の対象となる自立支援給付費等の収入の細目、人件費、業務委託費、光熱水費等の支出の細目については、別途協議するものとする。
- 3 前項で求めた精算額は、各期間の決算後に精算するものとする。

第25条第1項中「前条第2項」を「第24条第2項」に改め、同項に次の3表を加える。

【令和7年度】

年度	支払月	指定管理料	備考
あかつき園	4月	4,442,440円	前金払い
	10月	4,442,440円	同上
ワークセンター ささゆり	4月	25,173,855円	同上
	10月	25,173,800円	同上

【令和8年度】

年度	支払月	指定管理料	備考
あかつき園	4月	4,849,750円	前金払い
	10月	4,849,750円	同上
ワークセンター ささゆり	4月	27,481,924円	同上
	10月	27,481,924円	同上

【令和9年度】

年度	支払月	指定管理料	備考
あかつき園	4月	6,014,810円	同上
	10月	6,014,810円	同上
ワークセンター ささゆり	4月	34,083,979円	同上
	10月	34,083,900円	同上

箕面市立障害者自立支援センター指定管理者業務仕様書（以下、仕様書という。）について、題名及び前文中「箕面市立障害者自立支援センター」を「箕面市立あかつき園及び箕面市立ワークセンターささゆり」に改める。

仕様書 1. 業務の細目等（1）②を次のように改める。

- ② 利用定員は、70人以上とすること。ただし、令和7年度から令和9年度までの期間においては、箕面市立障害者自立支援センター条例（平成18年箕面市条例第45号）第10条の規定に基づき、あらかじめ甲の承認を得て乙が定める利用定員とする。

仕様書 1. 業務の細目等（1）に次の項を加える。

- ⑪ 「箕面市立障害者自立支援センター業務水準書」（平成21年2月1日制定）3（1）に定める通過施設としての位置づけについては、令和7年度以降は適用しない。

仕様書 1. 業務の細目等（3）⑥を次のように改める。

⑥ 農園の活用

- ア 敷地内の農園について、適正に管理し生産活動等において有効活用すること。ただし、令和7年度以降については、農園の活用は行わない。

仕様書 3. 緊急時の対応（3）①中「震度4以上」を「震度5弱以上」に改める。

仕様書 4. 個人情報の取扱いを次のように改める。

4. 個人情報の取扱い

- ① 乙は、協定書第12条に定める個人情報の取扱いに基づき、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じるとともに、適正に取り扱わなければならない。
- ② 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、指定管理業務の履行目的以外に第三者に提供してはならない。
- ③ 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に複写し、又は複製してはならない。
- ④ 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他個人情報に関する法令等の説明を行う等、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し、訓練しなければならない。

本変更協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市長 原田 亮



乙 箕面市瀬川三丁目3番

社会福祉法人あかつき

理事長 奥村 一



い
箕

で
条
利

3
月

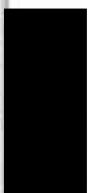
と。

及い

又は
承
い。
又は

平成
年
報の
まな

上、



Vertical stamp or text on the right side of the page.

社
府
印

